

協力事業者による安否確認情報提供の手順

1 安否確認をする範囲

豊中市内で生活する、居宅系・日中系・短期入所の障害福祉サービス利用者

2 情報提供を求める災害

豊中市内で震度6弱以上の地震（気象庁発表情報）が発生した場合、また、市が必要と判断した場合

3 事前準備（平常時）

- ① 「障害福祉課ホームページ」から「安否確認結果報告書」をダウンロードして入手してください。
- ② 「安否確認結果報告書」には、あらかじめ利用者の“氏名”、“フリガナ”、“生年月日”欄などを入力しておき、適宜定期的に情報を更新しておくことと発災時に報告書の作成時間が短縮できます。また、利用者の個人情報を豊中市に提供することについて、できる限り事前に説明を行ってください。
- ③ 各事業者において、電子メールのアドレス帳に以下の報告用メールアドレスを登録しておいてください。

E-mail: shougai-fukushi@city.toyonaka.osaka.jp

4 発災時

- ① 各事業者において、利用者の安否確認を行い、「安否確認結果報告書」の太枠部分“確認日”、“身体等の状況”、“現在の避難場所”、“備考”欄を入力してください。

- “確認日”欄は半角数字4桁で入力してください。
- “身体等の状況”と“現在の避難場所”については該当する欄に半角数字の「1」を入力してください。
- “備考”欄には、要援助である対象者の状況や事業者による対応内容等を適宜入力してください。

- ② 各事業者において、「安否確認結果報告書」の“報告回数”、“報告日”、“報告者氏名”、“連絡先”欄を入力してください。
- ③ 各事業者から豊中市障害福祉課への情報提供は「安否確認結果報告書」データを可能な限り電子メールで送付してください。メールが使用できない場合はファクスで提出してください。
※ファクス番号は「安否確認結果報告書」に記載されています。
- ④ 「安否確認結果報告書」で報告した安否確認情報について、新たな情報を入手した場合は、報告回数を記入したうえで、再送してください。